

令和5年度第4回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和6年1月10日（水）

午前10時00分開会

○事務局（佐藤） 皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第4回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県環境政策課の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

会議は、ウェブ会議形式で行います。議長及び御発言をいただく委員以外の方は、常時カメラをお切りいただくか静止画を表示いただくかのどちらかとしていただくようお願いいたします。また、音声は常時ミュートにさせていただき、御発言される場合に、ズームのリアクションボタンの挙手を押して、議長の許可を得てからミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

また、こちらウェブ会議形式であることを考慮してのお願いとなりますが、資料についての御発言の際は、大変恐縮ですが、当該資料がどの資料、ページ数を示すのか御指摘の上、御発言くださいますよう重ねてお願いいたします。

次に、資料を確認させていただきます。資料は、事前にメールにて配付させていただいております。配付した資料は、次第に記載のとおりでございます。また、準備書一式については、事前に郵送させていただいております。

本日御出席いただいている委員の皆様は、出席者名簿のとおりでございます。なお、神山委員、栗島委員、寺内委員、原委員、星野委員、松本委員におかれましては、本日所用のため御欠席となっております。

それでは、開会に当たりまして、環境部環境政策課課長の鶴見より御挨拶申し上げます。

○鶴見環境政策課長 皆様、おはようございます。環境政策課長の鶴見でございます。

関口会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、日頃から埼玉県の環境行政の推進に当たり格別の御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しいところ、令和5年度第4回目となる環境影響評価技術審議会に御出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、埼玉県では、持続可能なまちづくりを進める埼玉版スーパー・シティプロジェクトや廃棄物の発生を極力抑え、資源を可能な限り循環させて有効利用を図るサーキュラーエコノミーへの移行、生物多様性の損失を食い止め、回復させるネイチャーポジティブなどの各種取組を推進しております。

このような中で、持続可能な社会をつくるための根幹的な制度である環境影響評価制度と本審議会の役割もますます重要となっております。本年度は既に3回の審議会、3回の小委員会を開催し、委員の皆様から多くの御意見を頂戴いたしました。改めて深く感謝申し上げます。

さて、本日御審議いただく事業は、蓮田市で実施されます蓮田都市計画事業高虫西部土地地区画整理事業でございます。令和5年10月6日に諮問を行い、2回の小委員会の御審議を経て本日の審議会に至っております。今回の事業は、水田が広がる低地における大規模な面的開発事業ということで、小委員会におきまして多くの御意見をいただきました。小委員会の委員の皆様方におかれましては、

熱心な御審議を賜りましたことに心より御礼申し上げます。本日の審議会におきましても、大気、水質、廃棄物、生物など、各委員の皆様の専門的な御知見、御経験に基づきまして、忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

結びに、委員の皆様方の御多幸、御健勝、御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（佐藤） 課長につきましては、所用のため、恐縮でございますが、ここで退席とさせていただきます。

○事務局（佐藤） 加えて1つ御報告がございます。本日の出席者について訂正がございます。急遽矢部委員が御欠席となっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

改めまして、私、環境政策課副課長の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

○事務局（前川） 事務局をさせていただきます前川と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（羽根尾） 同じく環境政策課の羽根尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（佐藤） 本日の会議ですが、委員総数の18名のうち、過半数を超える11名の御出席をいただいておりますので、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事の進行を関口会長にお願いしたいと存じます。

関口会長、よろしく願いいたします。

○会長（関口） 関口です。委員の皆様、本年もよろしく願いいたします。

議事の進行を進めていきたいと思っております。

まず、これから本日の議事に入るわけですが、審議会の会議の公開について、まずは事務局から御説明をよろしく願いします。

○事務局（前川） 事務局より説明させていただきます。

本日の審議会には、2名のオンラインによる傍聴希望者が来ております。審議会規則第8条では、審議会の会議は公開するとしておりますが、出席委員の3分の2以上の議決で非公開とすることができます。

○会長（関口） 審議会は原則公開ということになりますが、公開するというところでよろしいでしょうか。もし異論ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○会長（関口） 特に異議はないということで、公開とさせていただきます。

そうしましたら、傍聴希望者を会場に入れていただきたく思います。よろしく願いします。

○事務局（羽根尾） 事務局です。今、傍聴者のオーディオ接続を待っておりますので、もう少々入室完了するまでお待ちください。

○事務局（前川） 事務局でございます。先ほど傍聴者の方2名希望がいらっしゃると思っておりますが、うち1名に関しましては、ネットワークの関係か、少し手続で入れていないようですので、一旦先に進めさせていただきます。途中から入室するような形で対応していきたいと

思います。

○事務局（前川） 1名につきまして傍聴者の入室を確認いたしましたので、その旨を議長に報告させていただきます。

○会長（関口） はい、了解いたしました。

今傍聴で入られた方は、事務局から事前にメールで御案内が行っていると思いますが、注意事項をお守りいただくようよろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の議事録の署名について、審議会規則第9条第2項によりまして、議事録には議長のほか、出席委員のうちから2名の委員が署名することになっております。そこで、今回は安藤委員、それから町田委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○安藤委員 承知しました。

○町田委員 はい、承知しました。

○会長（関口） はい、よろしくお願いいたします。

議事に入らせていただきます。

議事の1、蓮田都市計画事業高虫西部土地地区画整理事業環境影響評価準備書についての審議に入ります。

本日は、小委員会の委員でなかった委員の御出席もいただいていますので、計画の策定者に準備書の内容を改めて説明していただきます。

それでは、準備書の内容について、都市計画決定権者であります蓮田市様から御説明をよろしくお願いいたします。

○蓮田市都市整備部産業団地整備課（上田） 皆様、おはようございます。蓮田市役所産業団地整備課の上田と申します。

最初に、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

○会長（関口） もう少し音声、マイクに近づくことはできますか。声が小さいです。

○蓮田市都市整備部産業団地整備課（上田） すみません。それでは、自己紹介をさせていただきます。

蓮田市役所産業団地整備課の上田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○国際航業株式会社（岡崎） 環境影響評価の受託者になります国際航業株式会社の岡崎と申します。よろしくお願いいたします。

○国際航業株式会社（原） 同じく国際航業株式会社の原と申します。よろしくお願いいたします。

○国際航業株式会社（鈴木） 国際航業、鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○蓮田市都市整備部産業団地整備課（上田） 初めに蓮田市産業団地整備課の上田から説明をさせていただきます。

本日は、3回目に当たります技術審議会ということで、あらかじめ土地地区画整理事業等蓮田市の資料及び環境影響評価に関する資料について、共有済みという状況でありますので、本題に進めさせていただきます。蓮田市からの説明は省略させていただきます。質疑応答の際に、その都度説明をさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

そうしましたら、国際航業様から準備書に関しまして説明をさせていただきます。

○国際航業株式会社（岡崎） 国際航業、岡崎です。こちらから準備書の概要について説明させていただきます。

まず、画面共有をさせていただきます。こちらのスライドで概要を御説明差し上げます。画面共有、皆さん大丈夫でしょうか。

○会長（関口） はい、大丈夫です。

○国際航業株式会社（岡崎） ありがとうございます。準備書の説明につきましては、今お示ししております4つの内容を説明させていただきます。

まず、対象事業の目的及び概要になります。本事業は、高虫地区の立地特性を最大限に活用し、土地区画整理事業による自然環境との調和や地域経済の活性化を視野に置いた産業基盤の整備を行うとともに、蓮田市の産業の発展に寄与することを目的としております。

こちらが都市計画決定権者並びに事業者をお示ししております。

続きまして、計画区域の位置に関して御説明いたします。蓮田市の北西部の端部に計画区域が位置しておりまして、計画区域の北側には元荒川、南側には綾瀬川が流れております。現状の土地利用としては、主に耕作地、果樹園、一部民家が立地しているということで、全体的に平坦な地形ということになっております。

続いて、環境影響評価を含む全体工程をこちらでお示ししております。環境影響評価は、令和6年度までに手続を完了する予定としております。工事工程に関しては追って御説明を差し上げます。

続いて、将来の土地利用計画をお示ししております。薄い水色の箇所が進出企業が立地する箇所となります。現時点では、進出企業は未定であります。業種としましては、製造業、流通業を想定しております。街区公園としては3か所、調整池は2か所を計画しており、また騒音、振動等による影響を考慮し、計画区域の境界に沿って緩衝緑地帯を確保した計画としております。

続いて、本事業の規模になりますが、約26.3ヘクタール、その内訳は道路や公園などの公共用地が27.8%、宅地となります。民有地が72.2%ということで計画しております。

雨水排水及び調整池の計画についてです。雨水については元荒川と綾瀬川の流域区分に合わせて2つの調整池に流入させ、それぞれの許容放流量に応じた放流を計画しております。2つの調整池の流域及び排水経路は、こちらにお示ししているとおりで。なお、ここに記載はございませんが、供用時の汚水排水についても流域ごとに放流することとし、進出企業からの生活排水は、合併浄化槽において適切に処理された後に元荒川、綾瀬川へ放流、工場排水などは、水質汚濁防止法などで定められた排水基準を遵守し、適切に管理した上で、調整池には流入させることなく放流する計画としております。

続いて、供給処理施設計画等についてです。こちらにお示ししたとおりのこととなります。

続いて、交通計画です。進出企業の関連車両の主要な走行経路は、図中の赤でお示ししている道路で、行田蓮田線並びにさいたま菖蒲線を現時点では想定しております。

続いて、工事工程です。土地区画整理事業に係る工事期間は、令和6年度から令和10年度の約4年間を予定しております。このうち進出企業の建設工事は、令和7年度からを想定しております。な

お、関連工事として、令和6年度から約2年間で文化財調査を行う予定としております。

続いて、造成計画です。計画区域の現況は、平坦な地形であることから、宅地の計画高の設定に当たっては、既存道路の現況道路高を基本としつつ、今後の企業誘致を円滑に推進するため、可能な限り大規模かつ平坦となるように計画をしております。また、宅地の計画高は、調整池部の切土調整を除き、計画区域内の排水処理及び降雨による災害防止等の観点から、現況地盤高または浸水深より高くした盛土の造成計画ということで考えております。

続いて、工事中の資材運搬等の車両の主要な走行経路等についてです。図中の赤い矢印で示していただくとおりでして、行田蓮田線、さいたま菖蒲線を想定しております。

次に、環境影響評価を行う項目の選定について御説明申し上げます。本事業の特性や地域特性に基づき、こちらにお示ししております大気質から植物までの9項目に加えまして、生態系から温室効果ガスまでの8項目、合わせて17項目を選定しております。

選定しました項目の環境影響評価の結果概要について説明をしていきます。まず、1項目目の大気質です。計画区域内の中央に一般環境大気の調査地点を2地点、工事中や供用時の車両の主要走行ルート上に沿道環境の大気の調査地点として4地点を設定し、現況調査を実施しております。その調査結果は、一般環境では冬季に粉じんが基準等を超過、沿道環境では行田蓮田線で冬季に炭化水素の数値が基準等を超過しているという状況でした。そのほかは全ての項目、地点において基準等を満足しているということが現況の結果となります。

続いて、予測・評価の結果です。工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行では、全ての予測項目において基準等を満足すると予測しております。

続いて、工事中の造成等の工事、供用時の施設稼働で全ての予測項目において基準等を満足するとしております。供用時の自動車交通の発生においても、全ての予測項目において基準等を満足すると予測しております。

大気質につきましては、排出ガス対策型の機種の使用やアイドリングストップなどの徹底、環境保全措置を講じることで大気質の影響の低減に努めていくということにしております。

続いて、2項目目の騒音・低周波音、3項目目の振動を併せて御説明いたします。計画区域の境界上に一般環境の調査地点として紫の四角でお示ししております4地点を設定しております。また、工事中や供用時の車両の走行ルートに道路交通の調査地点として赤丸でお示ししております4地点を調査地点として設定し、影響の調査を行っております。結果は、こちらにお示ししているとおりでして、一般環境の平日の夜間で一部、僅かですが、基準等を超過していたという結果になっております。その他全ての地点で、平日、休日とも、昼間、夜間の基準等を満足しているという結果になっておりました。

続いて、予測・評価の結果です。工事中の建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行では、全ての予測項目において基準等を満足すると予測しております。

続いて、供用時の施設の稼働では、全ての予測項目において基準等を満足すると予測しております。一方、供用時の自動車交通の発生では、騒音で夜間の行田蓮田線において、環境基準を僅かに上回り、要請限度は下回ると予測しております。そのほかは全ての項目、予測地点で基準等を満足すると予測

されます。騒音については、低騒音型・低振動型の建設機械の使用や資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運行管理などの環境保全措置を講じることで低減に努めていくということにしております。

続いて、4項目めの悪臭になります。悪臭は、計画区域の境界線上、調査当日の風上となる東側、風下となる西側の2地点で調査を実施しております。現況の調査結果としましては、臭気指数は、全ての地点で基準等を満足しております。

また、予測・評価としては、供用時の施設の稼働では、全ての予測地点において基準等を満足するとしております。悪臭の環境保全措置としましては、進出企業への悪臭防止法の遵守などを要請することとして、悪臭の低減に努めていくということにしております。

続いて水質です。水質は、元荒川、綾瀬川の2か所に地点を設定し、調査を実施しております。また、土壌沈降試験の試料は、計画区域の中央部で採取を行っております。水質の現況の調査結果は、生物化学的酸素要求量（BOD）は、冬季の元荒川と春季の綾瀬川において基準等を超過しているという結果になっておりました。そのほかの項目においては、全ての地点で基準等を満足しているという結果になっておりました。

続いて、予測・評価になります。工事中の造成等の工事では、浮遊物質量は、基準等を満足すると予測されます。また、アルカリ排水は、環境保全措置を講じることで、基準等を満足するとしております。供用時の施設の稼働では、BODは全ての地点で基準等を満足するとしております。また、健康項目につきましては、進出企業に対して水質汚濁防止対策を要請することで、現況の水質と同程度になるものと予測をしております。水質の環境保全措置は、こちらにお示ししているとおりでして、水質への影響の低減に努めていくということにしております。

続いて、6項目めの水象です。河川流量等は、水質と同じ地点、地下水位の調査地点は計画区域内の3地点に設定し、調査を実施しております。結果は、スライド左下の表にお示した内容となっております。予測・評価につきましては、供用時の地表の水への影響として、供用時は計画しております調整池で雨水流出量の調整に必要な容量は満足していると予測しております。また、供用時の地下水への影響は、計画区域内の浸透能力が減少すると予測しておりますが、環境保全措置を講じることなどにより、影響は小さいものと予測をしております。水象については、十分な雨水貯留能力を持つ仮設調整池の設定や雨水浸透ます等の設置などの環境保全措置を講じることで水象への影響の低減に努めていくということにしております。

続いて、地盤についてです。地盤の調査は、地盤沈下の予測の材料として、既存のボーリング調査結果を整理することとしており、調査地点は図中のオレンジの四角でお示しております4地点になります。ボーリング調査結果を踏まえた予測・評価では、各地点での供用時の想定盛土高さにおける最終沈下量は、0.01から0.22メートル、1センチから2.2センチ程度と予測しております。この沈下に対しては、こちらに示しております環境保全措置を講じることで、地盤への影響、沈下に加えて周辺への影響の低減に努めることとしております。

続いて、動物、植物、生態系について御説明いたします。これらの調査範囲は、基本的に計画区域から200メートルの範囲としまして、調査地点は哺乳類、昆虫類のトラップは、図中の赤い四角でお示した場所になります。計画区域内の代表的な環境で調査をしております。鳥類のセンサスルー

トは、緑の線でお示したもので、センサスポイントは黄色い丸でお示したものになります。魚類、底生動物は元荒川、綾瀬川、また小さい水路などでも調査を実施しております。

動物の調査結果としては、こちらにお示ししているとおりで、哺乳類で8種、鳥類が66種、爬虫類が4種、両生類が5種、魚類が16種、昆虫類416種、底生動物が21種を確認しております。このうちレッドデータブックなどに掲載されている、いわゆる保全すべき種としましては、哺乳類の確認はなく、鳥類では23種、爬虫類で3種、両生類で2種、魚類で3種、昆虫類6種、底生動物は1種を確認しております。

続いて、植物の現況調査です。428種の植物を確認しております、そのうちウリカワ、カワヂシャなど6種が保全すべき種に該当する状況になっています。また、植生の調査結果では、合計40の区分になりますが、植物群落や土地利用区分を確認しております。そのうち保全すべき群落としては、コウホネ群落、シラカシ群落が該当しております。

続いて、生態系です。動物、植物の調査結果から、この地域の生態系における上位性の着目種としてはタヌキとアオサギ、典型性の着目種としてはホオジロ、タモロコ、畑地及び放棄耕作地に成立する陸生草本群落を選定しております。予測・評価になりますが、保全すべき種の生息環境や生育地の一部が消失する可能性があります、環境保全措置を講じることにより、動物、植物、生態系への影響は小さいものと予測しております。ただし、両生類のニホンアカガエル、植物のコギシギシについては、代償措置を講じることによって繁殖環境や生育個体の保全に努めていくということにしております。

動物、植物、生態系の主な環境保全措置の内容はこちらにお示したとおりで、これらを講じることによって影響の低減に努めていくということにしております。

続いて、11項目め、景観についてです。景観の調査地点は、図中のピンクの丸でお示したとおり、地域住民の方が利用される場所、または計画区域を見渡せる場所を対象として、方角や距離等を踏まえて13地点を設定して調査を実施しております。そのうち多数の方が利用できる地点であるところや計画区域が視認できるところ7か所を選定して景観の予測を行っております。

このうち、図中でお示しております①番と⑨番について結果をお示します。まず、①番で北側から南側を望む景観になりますが、北側の集落付近からの景観の予測結果となります。視野の正面に進出企業の計画建物が出現し、眺望景観の変化が生じると予測しております。ただし、緩衝緑地帯を設置することや、進出企業に対して建物の色彩、配置、大きさなど周辺景観との調和に配慮することなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していきます。これらにより耕作地が広がる景観特性には大きな変化は生じないと予測しております。

なお、こちらでお示しておりますフォトモンタージュでは、建物をできるだけ高く、かつ大きく描いております。実際には進出企業が建築設計することになりますので、最大影響を考慮するため、あえてこのような形で描いているものと御理解いただければと思います。

続いて、⑨番、こちらは南側から北側を望む景観になりまして、綾瀬川の水辺景観の現況と将来予測を行ったものです。こちらは盛土による綾瀬川の水辺景観への影響を予測しております、視野の正面に綾瀬川の背後に計画建物及び公園が出現し、眺望景観に変化が生じると予測をしております。ただ、盛土高さがこの地点については2メートル程度で、視野に占める割合というのはそれほど大き

くはありません。また、進出企業に対して周辺の景観との調和に配慮することなど、眺望景観への影響の緩和に努めるよう要請していきます。これにより計画建物の圧迫感の低減に努めるほか、計画建物は周辺の環境と調和が図られるものと予測しております。景観については、進出企業の建築設計によりますが、こちらにお示ししております環境保全措置を講じることで、眺望景観への影響の低減に努めていくこととしております。

続いて、12項目め、自然とのふれあいの場についてです。調査地点は、図中のピンクの線でお示した全15か所を設定して調査をし、利用状況等を確認しております。利用状況等を踏まえた予測・結果につきましては、工事中及び供用時において、サイクリングコースの一部で資材運搬等の車両や関連車両の主要な走行ルートと交差する箇所があります。そのため、必要に応じて交差箇所に安全対策の実施などの環境保全措置を講じることで、自然とのふれあいの場への影響は小さくなるものと予測をしております。自然とのふれあいの場についても、こちらにお示ししております環境保全措置を講じることで、影響の低減に講じるとしております。

続いて、13項目め、史跡・文化財についてです。予測・評価の結果としまして、計画区域内は全面改変となるため、計画区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地は全て改変するということとなります。ただし、こちらにお示ししております環境保全措置を講じること、また埼玉県、蓮田市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとしておりまして、これらにより史跡・文化財への影響の配慮や低減に努めていくこととしております。

続いて、14項目め、日照障害です。予測・評価の結果につきましては、景観の項目でお示したように、建物をできるだけ高く、大きく設定して日影の予測を行っておりますが、進出企業の計画建物は、蓮田市の日影規制を満足すると予測しております。日照障害についても、こちらでお示ししております環境保全措置を講じることで低減に努めていくということとしております。

続いて、15項目め、電波障害です。予測・評価の結果、遮蔽障害範囲等は、主に計画区域の外の北側に及ぶと予測をしております。そのため、進出企業への要請や、必要に応じて受信設備の設置など、環境保全措置を講じることで、電波障害の低減に努めていくこととしております。

続いて、16項目め、廃棄物等の予測・評価結果は、環境保全措置としまして、ごみの分別の徹底、再資源化、リサイクル推進などを図ることで、工事中の廃棄物及び残土、供用時の廃棄物、雨水、処理水は、できる限り排出・発生抑制がなされていると予測をしております。

最後に、17項目め、温室効果ガス等になります。こちらの予測・評価の結果は、環境保全措置としまして、低燃費型の機械の採用や計画的工事、車両の運行計画を立てることで工事中、供用時の温室効果ガス等はできる限り排出抑制がなされていると予測しております。

以上が環境影響評価を行った結果になります。

続いて、事後調査の計画について説明を申し上げます。環境影響評価において予測の精度が確保されている事項や影響が軽微と考えられる項目は、事後調査対象から除外をしております。一方、予測において不確実性を伴う場合には、影響の程度の確認や代償措置の効果の確認を目的として事後調査を実施することとしております。項目としては、こちらにお示ししているものになりまして、不確実性のある供用時の影響に対する調査が主立ったものになります。大気質等5項目については、工事中

の予測は精度が確保されていますが、供用時の予測については進出企業の業種がまだ想定段階で、不確実性があります。そのため、供用時に実際の影響の程度を確認するため、現況の調査と同様の調査手法で事後調査を行うということにしています。

続いて、水象については、先ほどの項目と同様の内容です。地盤等についても工事中から事後調査の観測を行い、また動物、植物については、代償措置の効果の確認等で事後調査を行っていきます。景観と自然とのふれあいの場についても、供用時の実際の影響の精度を確認するため、進出企業の計画建物が建った際に現況の調査と同様の調査手法で事後調査を行います。廃棄物、温室効果ガスについては、進出企業からの提出資料を提示することで実態の把握を行うということを考えております。

以上が事後調査計画でございます。

準備書の内容としては以上になります。御清聴ありがとうございました。

○会長（関口） はい、ありがとうございました。

議論に入る前に事務局からお話があるということで、よろしくお願ひします。

○事務局（前川） 事務局より御案内させていただきます。

矢部委員に関しまして、先ほど欠席と御案内させていただきましたが、議事1の御説明の途中より出席いただいておりますので、御報告させていただきます。

また、傍聴者に関しましても、希望されていた2名、両名とも今現在入室しておりますので、こちらも御報告させていただきます。

以上となります。

○会長（関口） はい、ありがとうございました。

そうしましたら、ただいま御発表いただきました蓮田市様からの御説明の内容につきまして、委員の皆様から御質問、御意見、よろしくお願ひいたします。小委員会に出られていない委員の皆様もいらっしゃると思いますので、御専門の立場から気になるころがあれば、御質問をよろしくお願ひいたします。挙手いただければ御指名させていただきます。

坂本委員、よろしくお願ひいたします。

○坂本委員 国立環境研究所の坂本です。私からは、動物のところですが、先ほどのスライドで言うと42ページあたりになります。まず、ニホンアカガエルですが、こちらについて影響が想定されるということで、代償措置を講じると書いてあるのですが、具体的な代償措置がよく分からなかったもので、説明していただけますでしょうか。

○国際航業株式会社（岡崎） 国際航業、岡崎と申します。

○会長（関口） すみません。大きい声でお願いします。

○国際航業株式会社（岡崎） はい。このぐらいで大丈夫でしょうか。

○会長（関口） 大丈夫です。

○国際航業株式会社（岡崎） ニホンアカガエルにつきましては、具体的な環境保全措置としましては、現状人工的な環境で繁殖を行っているということがございまして、それと同等なものを計画区域の外側に創設するという対応を行っております。資料中、御説明の中で細かく地点までお示しておりませんが、非常に脆弱な基盤で現在繁殖、生息しているような状況になっておりますので、

そちらを同等な環境を計画区域の外側に、現状、地権者さんと事業者さんと調整の上、協力いただきまして創出するという対応ができるという見込みが立っておりますので、その中で対応していくということを考えております。

○坂本委員 今の説明だと具体性が伴っていませんでしたので、実際にどれぐらいの規模で、移設、ミティゲーションの区画を保持するのか、あと繁殖季節とそうではない季節で、生息環境や、使っている生息場所も変わってくると思うので、そういった生活サイクルを考慮した上で、具体的な案というものをきちっとお示ししていただかないと、今と同等の環境を外側につくるというざっくりした説明では、計画実効性というものに疑義が生じると感じました。

ニホンアカガエルについてはそれで、昆虫類については気になるのは、例えばアサマイチモンジ、これはまさに今までの河川環境や草地環境が破壊されて絶滅危惧に至っている種なので、今回のような都市計画において、さらに絶滅危惧に追いやられてしまうような、そういった種になると思います。こうした種の保全についてどのような措置を考えていらっしゃるのか、お聞かせいただけますか。

○国際航業株式会社（岡崎） すみません。ニホンアカガエルの説明からのほうがよろしいでしょうか。

○会長（関口） ニホンアカガエルに関して、別途、写真や資料はありますか。

○国際航業株式会社（岡崎） 小委員会で提出させていただいたのですが、細かく位置等を示した資料がございます。希少種保全の観点から、こちらの資料については現状非公開としておりますので、もしこちらで御説明するとなりましたら、非公開の状態にさせていただいて説明を差し上げたいと思います。

○会長（関口） 分かりました。

○坂本委員 後ほど非公開の部分で共有していただければと思います。

○国際航業株式会社（岡崎） はい、分かりました。あと、アサマイチモンジにつきましては、御指摘いただいたとおりという認識でおりますが、評価をさせていただいた中で、現状としては周辺環境においても、このアサマイチモンジの生息できる環境が残存するというを確認しておりますので、この事業によって全くアサマイチモンジへの影響がないということは当然言えないとは思っておりますが、何かしら対策を講じなければいけないというほどの影響ではないということで予測をしておりますので、現状としては、対策として何かを講じるということは予定しておりません。

○坂本委員 その工事の区域外のところで多く繁殖しているという認識でよろしいでしょうか。

○国際航業株式会社（岡崎） 細かいところまで今手元に資料がないというところはありますが、生息環境としては周辺に十分残存するというを確認しておりますので、大きな問題ではないのではないかと考えております。

○坂本委員 ありがとうございます。私からは以上です。

○会長（関口） ありがとうございます。

ほかの委員の皆様方はいかがでしょうか。

では、私のほうから一つ、二つあるのですが、まず2枚目をちょっと見せていただいて、この供用時の話なのですが、実際の稼働が始まったときの自動車の集中に関して、運送業なども入ってくる

わけです。自動車の集中に関しては、施設の造り方にもよるのでしょうか、どのように考えていらっしゃいますか。

○国際航業株式会社（岡崎） 供用時の、進出企業さんが立地した後の交通の集中ということでしょうか。

○会長（関口） そうですね。供用時、実際活動したときに、幾つかの業種を入れるというお話ですが、どのような建物をどこに、どういう業種ということまで考えているのでしょうか。例えばある運送業種を1か所に集中させてしまうと、排出規制の適用車を使っている、そこに非常に集中するようなことが起きると、大気汚染、大気質に関わるというところが出てきますので、その業種の選択と配置的なものを現状何か考えているところはあるかという御質問です。

○国際航業株式会社（鈴木） 国際航業、鈴木から補足で説明させていただきたいのですが、今、予測の中では、宅地に全て流通業が来るという想定で予測をかけておりますので、交通量の集中に関しては、最大影響を捉えているというところで、各宅地それぞれに全部流通業が入ったときで予測をかけております。ただ、将来的な話はまだ未確定な部分が多いので、そちらの交通量とかの集中に関しては、やはり事後調査で随時確認しながら行っていくというようなところで計画を、今の段階では立てております。

○会長（関口） 分かりました。あともう一点なのですが、これは御説明にはなかったのですが、光害ですね。光の害に関してはどういう感じになりますか。つまり、住宅地は少し離れているとはいえ、あまり街灯があるようなところではないです。そこに施設を造った状態で、光の害に関してはどういう状況を考えているか、いかがでしょうか。

○国際航業株式会社（岡崎） 進出企業さんが入ってきて、供用時、施設の稼働のタイミングかと思いますが、実際、現状としては耕作地になっておりますので、おっしゃるように街灯がほとんどないような場所になっております。ただ、宅地の中でどういった街灯を設置するか等につきましては、今後検討すること、あとは進出企業さんの中で設置するものを検討することになるかと思っておりますので、こちらについては企業さんを選定する際等に、事業者からこういう配慮もしていただきたいという要請はできますので、その中に光害についての配慮を要請することは可能だと思っておりますので、現状としての対応としては、進出企業さんはまだ決まっていない状況ですので、要請をするという方針で考えているというところが今お答えできる内容かと思えます。

○会長（関口） 分かりました。先ほどの昼間の予想写真のようなものが出ていましたけれども、私は景観専門ではないのですが、景観ではないにしても、夜は夜で光の影響というのはかなりあると思えますので、住宅街のほうをしっかりと考慮した上で大きな光害が起きないような形で進めていただきたい、これは要望の一つになります。よろしく願いいたします。

ほかに委員の皆様からございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○会長（関口） そうしましたら、御質問、御意見は出尽くしたということにしまして、都市計画決定権者の方々にはここで退席をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○国際航業株式会社（岡崎） すみません。国際航業、岡崎です。先ほどのニホンアカガエルの件がありました、一回事業者側が全員退室してよろしいでしょうか。

○会長（関口）　そうですね。非公開の御説明を今やったほうがよろしいですね。

○国際航業株式会社（岡崎）　そうですね。そのような段取り組めるようでしたら。

○会長（関口）　そうでしたら、非公開でやりたいと思いますので、事務局でちょっと準備いただいて、少し御説明をいただく形にしたいと思います。

○事務局（前川）　ありがとうございます。

では、非公開の内容に関しましては、傍聴者の方に事前に御連絡差し上げたと思うのですが、一度傍聴者の方を退席させていただきまして、また御連絡させていただきますので、いましばらくお待ちください。

（傍聴者退席）

埼玉県環境影響評価技術審議会規則第8条に基づき、
出席委員の3分の2以上の議決により非公開とする。

（傍聴者入場）

○事務局（羽根尾）　事務局です。会長に御連絡でございます。国際航業さん、蓮田市さんについては、御説明事項等なければ、このまま御退席でよろしいかと思いましたがいかがでしょうか。

○会長（関口）　はい、退席でお願いいたします。

○事務局（羽根尾）　蓮田市さん、国際航業さん、ありがとうございました。御退席をお願いします。

○蓮田市都市整備部産業団地整備課（上田）　蓮田市です。ありがとうございました。

○会長（関口）　ありがとうございました。

○国際航業株式会社（岡崎）　国際航業です。退室させていただきます。ありがとうございました。

○会長（関口）　ありがとうございました。

○会長（関口）　退室確認できましたでしょうか。

○事務局（羽根尾）　事務局です。蓮田市さん、国際航業さんの退席を確認しました。

○会長（関口）　ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様、これから審議会答申の審議に入っていきますので、よろしく願いいたします。

まず、議事の1、蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業環境影響評価準備書につきまして、これは小委員会で審議を行っております。小委員会の意見が作成されておりますので、小委員会の委員長の岡委員長から小委員会報告及び小委員会意見という形で御説明をいただきたいと思っております。

そうしましたら、岡委員長、よろしく願いいたします。

○岡委員　岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。音声大丈夫でしょうか。

○会長（関口）　大丈夫です。よろしく願いいたします。

○岡委員　令和5年9月25日付けで蓮田市から提出がありました本事業の環境影響評価準備書につきまして、同年10月27日及び11月28日に小委員会を開催して資料1―2のとおり意見を集約しましたので、報告します。

○岡委員 まず、第1の項目、全般的事項として4点あります。説明をしていきます。

1つ目、資材運搬車両の走行集中によって大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準地を超える地点が生じないように計画的な作業・運行を行うこと。特に計画地周辺では、県道のバイパス工事が本事業と並行して行われることから、この工事の進捗状況を踏まえた運行管理に努めること。

2つ目、計画地の現況は、畑地や水田が流域の水循環における緩衝機能を持っています。計画地内はこのほぼ全域を盛土造成されることになっていきますので、ゲリラ豪雨等が発生する可能性も考慮し、氾濫被害が生じないように必要な対策を検討すること。

3番目、計画地には、希少種が確認される水田環境が広がっている。そのため、公園整備の際には、単なる緑地の創生だけではなくて、この地域本来の湿地環境の創出も意識して、維持管理できるように検討すること。

4つ目、温室効果ガス排出量については、NDCや県のカーボンニュートラル宣言等の整合性が図られるよう事業を行うこと。また、進出企業に対してもこれに関して、より強く働きかけること。

その次の第2の項目、これは直前の全般的事項でも触れましたが、計画地内に新たなバイパスが敷設されることによる交通量の変化が考慮された予測となっていないことから、ほかの事例の現況値や将来の予測交通量を踏まえて、その予測評価精度を向上させること。

第3の項目は、水質に関してです。調節池設置により地下水位が低下して周辺河川への流出量が減少。これによって河川の水質が悪化することが懸念されます。このことに対し、環境保全措置の実施を検討すること。

第4の項目は水象です。周辺河川への流出や地下水位に対する影響を考慮し、盛土造成をする際にはできる限り計画値と同様の地層、地質からの土砂を搬入するようにすること。

第5の項目は地盤。盛土造成計画が本事業の境界付近まで及んでいて、その周辺の地盤への影響が懸念されることから、盛土範囲を計画地内側までにとどめること、あるいは敷地境界付近の盛土高を低くする等の対応によって、安全性を担保すること。

第6の項目、計画地は、カヤネズミ等が生息する貴重な河川生態系を有している。多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。

第7の項目は、進出企業の建築物が周囲にある綾瀬川及び元荒川等の景観に大きな変化が生じさせることが懸念されるので、進出企業に対して従来の農村の景観の維持を意識した建築物の形状・大きさあるいは配置について配慮するよう、また色彩・緑化などの周囲への影響緩和措置の実施を行うよう指導すること。

第8の項目は、史跡・文化財に関してです。計画地の西側の4分の3は、正御地遺跡というのと高都原遺跡という2つの埋蔵文化財の包蔵地が存在しています。開発に当たって埋蔵文化財が確認された場合は、必要な保全措置を講じること。

第9の項目では、事後調査としまして、項目が4つあります。1つ目は大気質に関してですが、進出予定企業の業種を流通業と製造業としていることから、大型車が恐らく増えるだろうと。計画地周辺に存在している住居の位置等に配慮の上、環境保全対策が十分な内容となっているかを事後調査によって把握して、対策が不十分な場合には、追加の環境保全対策を講じること。

2つ目は、騒音・低周波音、それから振動に関して。新たなバイパスが敷設されるため、予測が困難な地点がある。バイパス開通による複合的な影響について、事後調査によって確認して、必要に応じてバイパス工事の事業主体である県と連携し、環境保全措置を検討することによって、計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮すること。

それから、希少動物、動物及び植物についてです。希少動物、ニホンアカガエルが先ほど上がっていましたが、植物、これはコギシギシ、これは今日説明にありました。代償措置については、専門家からの助言を受けながら、関係機関と協力して継続的な管理を行うこと。また、これも本日の審議会では話題となっていました、事後調査においてその効果を確認し、結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。

それから、事後調査の際には、準備書で示されている保全すべき種に加えて、地域の環境を代表する種についても、緑地の創生あるいは湿地環境の創出という話も先ほどしましたけれども、そうしたものを含む造成地が存在することによる動物や植物への影響把握を検討すること。

そして、史跡・文化財についても、事後調査の項目に1つ加えています。造成地の存在によるこの史跡・文化財への影響について、今後実施予定となっている発掘調査を事後調査として位置づけることを検討すること。

小委員会としての意見は以上です。

○会長（関口） 岡委員長、ありがとうございました。

ただいま説明のありました小委員会意見、これを当審議会の基本的な答申案ということにしますが、先ほどのこの委員会での質疑応答の議論の部分がございますので、それを追加意見としてどのように含めるかという部分について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（羽根尾） 事務局、羽根尾でございます。先ほどの質疑応答を踏まえまして、答申案とさせていただきます。御説明させていただきます。

3点ございまして、まず1点目、追加しましたのが全般的事項の（5）という形で、先ほど坂本委員、そして関口会長からお話ございました物流施設の稼働による光の光害や騒音についてという観点で、文言としては、夜間の照明による生態系、景観への影響が想定されます。計画地周辺に存在する住居の位置等を考慮の上、物流施設の搬入口などからの光の漏れや、建物自体のライトアップ、あとは街路灯という話も先ほどございましたので、その位置につきましては環境要素に配慮したものになるように指導することという文言を入れております。

続きまして、6番の動物、植物及び生態系の項目の文言の追加になります。こちらも先ほど坂本委員から、昆虫のアサマイチモンジについての御指摘ございましたので、小委員会ではカヤネズミの御指摘がございましたので、同じ位置づけでアサマイチモンジも文言として追加をさせていただきます。

そして、最後、事後調査の追加項目になります。こちらも最後3番目の動物及び植物の項目で、こちらも先ほど坂本委員、関口会長から御指摘ございました代償措置については、物流施設が進出しますので、夜間の照明や騒音に可能な限り考慮してほしいという文言を追加しております。

追加の御説明については以上になります。御趣旨等が異なる場合につきましては、御指摘いただければと思います。

以上でございます。

○会長（関口） ありがとうございます。

そうしましたら、先ほどの都市計画決定権者の説明のほう、あと今の追加した答申の補足追加意見等を含めまして、ただいまの答申案に関しまして御意見等ございましたらよろしく願いいたします。挙手いただければ御指名させていただきます。

坂本委員、よろしくお願いします。

○坂本委員 早速文言を追加いただき、ありがとうございます。アサマイチモンジの文言が入った部分、よろしいですか。一応などというふうになっていますけれども、ここを草地性チョウ類にしても良かったほうが、ほかのギンイチモンジとか入っていたので、全体的な保全につながると思っていますので、そこを1つの種名ではなく草地性チョウ類にしても良かったほうがいいと思いました。

○事務局（羽根尾） 事務局です。アサマイチモンジの文言の代わりに草地性チョウ類とする。

○坂本委員 草地性チョウ類などにさせていただくと、もっと広い意味を持たせられると思いました。チョウ類は片仮名のチョウでお願いします。そのほかは意図を酌んでくださって、適切な文言になっていると思いました。ありがとうございます。

○会長（関口） ありがとうございます。

今、事務局で修正を入れておりますが、ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、下のほうの最後に入れた夜間の騒音のところですけども、夜間の騒音ではないです。「夜間の」が「騒音」までかかってしまいそうなので、騒音が前のほうがいいです。「伴う騒音、夜間の照明」ですかね。夜間の騒音になってしまうとまずいので、騒音が前のほうがいいと思います。

そうしましたら、委員の皆様、ほかはよろしいでしょうか。

○会長（関口） そうしましたら、これを基本的な答申案といたしまして、審議会答申の取りまとめについて、事務局から御提案がありますので、よろしく願いいたします。

○事務局（羽根尾） 事務局から審議会答申の取りまとめにつきまして御提案をいたします。

審議会答申につきましては、本日いただきました委員皆さんの御意見を踏まえまして、今事務局で修正させていただいたものを再度文言、文章のつながりが適切かどうか確認等をさせていただいた後、最終的には関口会長の御承認をいただいて、審議会答申としたいと考えております。

以上でございます。

○会長（関口） ありがとうございます。

審議会答申の取りまとめですが、ただいまの事務局の御提案どおり、追加しました3点、それから文言の修正等を行いまして、最終的には私に一任いただきたいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をよろしく願いいたします。

○会長（関口） ありがとうございます。

そのようにさせていただきたいと思います。

これで本日の議事は全て終了になります。委員の皆様、御協力をありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

○事務局（佐藤） 関口会長、進行いただきましてありがとうございました。

以上で本日の会議を終了させていただきます。

長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前11時27分閉会